

公布された条例のあらまし

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例（条例第二五号）

1 佐賀県手数料条例の一部改正

高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、サービス付き高齢者
向け住宅登録簿への登録の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めるこ
と等とした。（別表第一関係）

2 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正

高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、高齢者向け優良賃貸住
宅の供給計画の認定制度等が廃止されることに伴い、所要の改正を行うこと
とした。（第二条関係）

3 この条例は、平成二十三年一〇月二〇日から施行することとした。

佐賀県税条例の一部を改正する条例（条例第二六号）

1 県民税の法人税割の税率の特例措置を平成二十九年三月三十一日まで延長する
こととした。（附則第一三条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。ただし、2に
ついては、公布の日又は同年一月一日から施行することとした。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
（条例第二七号）

1 中心市街地の活性化に関する法律が改正されたことに伴い、引用条項を改
めることとした。（第三条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県暴力団排除条例（条例第二八号）

1 この条例は、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこ

れを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、市町及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 暴力団の排除についての基本理念を定めることとした。(第三条関係)

3 県、市町、県民等の責務を定めることとした。(第四条)第六条関係)

4 暴力団の排除に関する基本的施策について定めることとした。

(1) 県の事務及び事業における措置(第七条関係)

(2) 公の施設の暴力団の利用制限(第八条関係)

(3) 暴力団の排除のための活動に取り組む県民等に対する支援(第九条関係)

(4) 暴力団排除アドバイザーの設置(第一条関係)

(5) 暴力団からの離脱を促進するための措置(第一条関係)

(6) 暴力団の排除のための施策を実施する市町への協力(第一条関係)

(7) 広報及び啓発(第一三条関係)

(8) 暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認める者に対する警察による保護措置(第一四条関係)

5 青少年が暴力団が県民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止するため、県及び保護者、学校関係者その他の青少年の育成に携わる者が講ずべき措置等について定めることとした。(第一五条関係)

6 暴力団員が暴力団事務所に青少年を立ち入らせることを禁止し、違反した

場合は当該行為の中止を命ずることができることとした。(第一六条及び第三一条関係)

7 何人も青少年が暴力団員等と交際していると思料するとき等は、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めることとした。(第一七条関係)

8 県は、県民等に対し、暴力団員等の不当な行為による青少年の被害等を防止するために必要な情報の提供等の支援を行うこととした。(第一八条関係)

9 次に掲げる区域における暴力団事務所の開設及び運営を禁止することとした。(第一九条及び第二〇条関係)

(1) 学校等の施設の敷地の周囲二〇〇メートル以内の区域

(2) 都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域等の区域

10 事業者は、契約を締結しようとする場合において、当該契約が暴力団の活動を助長する等と認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めることとした。(第二一条関係)

11 事業者がその行う事業に関し、暴力団員等に対し利益の供与をすること等及び暴力団員等が事業者から利益の供与を受けること等を禁止することとした。(第二二条及び第二三条関係)

12 暴力団事務所の開設を防止するため、不動産の譲渡等をしようとする者等の講ずべき措置等について定めることとした。(第二四条及び第二五条関係)

13 公安委員会が、第一六条、第二一条第一項、第二二条、第二三条、第二四条第二項又は第二五条の規定を施行するため必要があると認める場合における立入検査等について定めるとともに、これらの規定(第一六条を除

く。) に違反する行為があったと認めるとき等の勧告について定めることとした。(第二六条及び第二七条関係)

14 勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとし、期間を定めて、県が行う契約から排除することとした。(第二八条) 第三 条関係)

15 次に掲げる者に対する罰則規定を設けることとした。

(1) 禁止区域 (9 の (1) に掲げる区域に限る。) 内で暴力団事務所を開設し、又は運営した者 (第三三条関係)

(2) 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを中止する旨の命令に違反した者 (第三四条関係)

(3) 虚偽の報告、立入検査の忌避等により、立入検査等を妨害した者 (第三五条関係)

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が第三三条から第三五条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科することとした。(第三六条関係)

17 この条例は、平成二四年一月一日から施行することとした。

佐賀県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二九号)

1 スポーツ基本法の施行に伴い、佐賀県スポーツ振興審議会の設置及び所掌事務に関し必要な事項を定めることとした。(第一条及び第二条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第三〇号)

1 海外留学を行う者に育英資金を貸与するため、貸与要件、貸与額等について所要の改正を行うこととした。(第一条) 第三 条関係)

- 2 育英学生に貸与する育英資金の額を増額することとした。(第三条関係)
- 3 育英学生に貸与する育英資金については、入学時に貸与額を加算することができることとした。(第三条関係)
- 4 育英学生のうち、卒業後県内に居住し、又は就業した者等について、育英資金の一部の返還を免除することができることとした。(第八条関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、平成二四年一月一日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。